

全国管工事業協同組合連合会 御中

本財団の「債務保証」活用についてのご案内

一般財団法人 建設業振興基金
〔公 印 省 略〕

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本財団の業務に格段のご高配を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本財団の「債務保証」の活用についてのご案内をお送りいたします。

この「債務保証」は、本財団の出えん団体である貴会及び傘下組合等が所有する管工事業会館の建替・改修をはじめ、共同事業の実施等に際して金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証となります。ご利用のメリットは、借入金利の低減効果や、会館等の建替・改修については、一部要件を満たすことにより、金利負担に対する助成措置が講じられていることが挙げられます。

近年、建設会館などの施設が更新時期を迎え、建替や耐震補強などの資金調達に際し「債務保証」（共同施設設置資金）をご利用いただくことが多くなっております（別添の活用事例を参照ください）。

貴会傘下組合に対しまして、本制度の活用に係るご案内をいただきたく、よろしく願い申し上げます。ご不明点等がございましたら、下記あてお問い合わせくださいますよう、重ねてお願いいたします。

敬具

記

1. 対象となる資金

(1) 共同施設等設置資金、(2) 共同事業資金、(3) 転貸資金

2. 特徴

上記のうち(1)については、当基金の規定に基づき、最長6年間、利子補給（助成）が受けられます。

3. 備考

債務保証割合は90%、本財団がお預かりする債務保証料は0.3%となっております。

以上

【お問い合わせ】

金融・経理支援センター 金融支援課

債務保証（通常保証）活用事例 【共同施設等設置：群馬県建設事業協同組合】

- 建替前の群馬県建設会館は、昭和47年12月竣工した旧耐震基準の建物であり、（一社）群馬県建設業協会の協会員が出資した株式会社群馬建設会館が、所有・運営・管理していた。
- 群馬建設会館の入居団体は、国や地方自治体と災害防止協定を締結しており、群馬建設会館には常時非常物資が備蓄され、災害時には災害対策本部が置かれ県下の支部を束ねる連絡調整機能等を果たす役割を有している。
- しかし、築45年が経過し、雨漏りや設備の老朽化により修繕費が増加したほか、東日本大震災以後耐震化対策が最重要課題となったが、必要とされる経費を株主の増資により捻出することが困難であった。
- このため、数年にわたる検討の結果、群馬県建設事業協同組合は株式会社群馬建設会館より対象不動産を購入のうえ、入居団体の協力を得て、新たな建設会館を新築することとした。
- 建替に必要な資金については、自己資金及び助成金に加え、本件制度（通常債務保証）を活用して資金調達。
- 新建設会館の設計コンセプトは防災機能の強化であり、重要度係数1.5の耐震性能を確保し、非常用発電機も備えている。

債務保証概要

新築に係る工事資金は、864,000千円
うち、自己資金、助成金、他団体からの借入を除く
250,000千円を金融機関より調達、債務保証

- ① 融資金額 250,000千円
- ② 借入利率 0.95%
- ③ 債務保証期間 平成30年5月～令和11年3月

施設整備の概要

- ・ 旧建設会館 昭和47年12月竣工
- ・ 平成28年5月 建設会館建替に係る機関決定
- ・ 平成29年10月～平成31年3月 建替工事
- ・ 平成30年11月 建築竣工・供用開始

施設建替前



施設建替後



債務保証（通常保証）活用事例

【共同施設等設置：株式会社愛媛県建設会館】

- 建替前の愛媛県建設会館は昭和44年築の旧耐震建物であり、建替えまたは耐震改修対応は喫緊の課題となっていた。
- 平成22年度に実施した耐震診断の結果、現状では大規模な地震には耐えきれないとの結果であった。
- 以降、時期あるごとの取締役会において、建替え・耐震改修工事・賃借等、様々な角度で検討を重ねてきたところであるが、仮に耐震改修を行っても、その5年後にはさらなる修繕及び補強が毎年発生することが想定されたことから、平成26年度第3回取締役会において、愛媛県建設会館建替え検討委員会を設置し、具体的な方策を調査・検討することを決定した。
- 建設会館の入居団体の多くは建設業の団体であり、特に主力の（一社）愛媛県建設業協会は、四国地方整備局、愛媛県など地方公共団体との災害協定を締結している。
- 施設の建替に必要な資金については、自己資金に加え、本件制度（通常債務保証）を活用して資金調達。新建設会館は、大規模地震等が発生した際など、災害時における連絡調整等の拠点として活用されることが想定されている。

債務保証概要

新築に係る工事資金は、513,918千円。うち、450,000千円を金融機関より調達、債務保証

- ①融資金額 450,000千円
- ②借入利率 2.00%
- ③債務保証期間 平成30年3月～令和12年2月

施設整備の概要

- ・旧建設会館 昭和44年築
- ・平成22年6月 耐震診断の実施
- ・平成27年3月 愛媛県建設会館建替え検討委員会の設置
- ・平成29年11月～30年10月 建替工事
- ・平成30年11月 供用開始

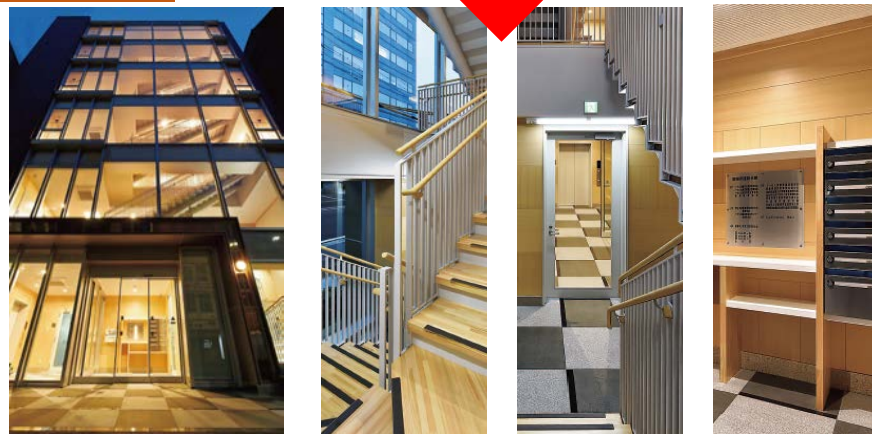
施設の概要

名称：愛媛県建設会館
建築地：松山市二番町四丁目4-4
敷地面積：405.08㎡
構造：S造地上6階建
建築面積：301.82㎡、延床面積1743.09㎡

施設建替前



施設建替後



債務保証（通常保証）活用事例 【共同施設等設置：株式会社高知県建設会館】

- 建替前の高知県建設会館は昭和36年築（本館）、昭和53年築（西館）の旧耐震建物であり、建替えまたは耐震改修対応が喫緊の課題となっていた。
- **建築後50年を超え、老朽化**が進む中でそれを理由に退去を考える法人があった。
- 建設会館の入居団体の多くは建設業の団体であり、**特に主力の（一社）高知県建設業協会は、四国地方整備局、高知県など地方公共団体との災害協定を締結している。**
- **南海トラフ地震が発生した際には、当会館を拠点として災害復旧に対応する必要があり、また、県民の避難所として利用されることが予定されている。**
- 施設の建替に必要な資金については、自己資金、助成金に加え、本件制度（通常債務保証）を活用して資金調達。**新建設会館は自家発電設備を備え、大規模地震等が発生した際など、災害時における連絡調整等の拠点として活用されることが予定されている。**

債務保証概要

新築に係る工事資金は、約7億円
うち、約4割程度を金融機関より調達、債務保証

債務保証期間 12年

施設整備の概要

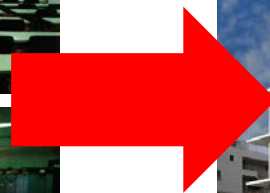
- ・旧建設会館 昭和36年築（本館）
昭和53年築（西館）
- ・平成27年10月 耐震診断の実施
- ・平成29年2月～29年11月 建替工事
- ・平成30年1月 供用開始

施設の概要

名称：高知県建設会館
建築地：高知市本町4-2-15
敷地面積：772.43㎡
構造：鉄骨造地上4階建
建築面積：610.74㎡、延床面積2218.16㎡



施設建替前



施設建替後





建設業者団体等の皆様へ

建設業振興基金 「債務保証」 のご案内

金融機関からの
借入の際に
「債務保証」の
活用をご検討ください

事例



東日本大震災からの復旧工事に必要な生コンプラント関連施設建設に活用されました(福島)



地元にとって必要不可欠な鉄筋に関する工場の改修に活用されました(沖縄)



東日本大震災に係る除染作業に必要な資金がこの制度を通じて調達できました(福島)

債務保証スキームについての問い合わせ先

一般財団法人
建設業振興基金 金融支援課

105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL 03-5473-4575

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/>

建設産業債務保証



債務保証のスキームについて

建設業団体者及び事業協同組合等が、共同施設等の設置、共同購買等の共同事業及び組合員等に対する転貸融資を行うため、当該資金を金融機関から借り入れる際に、債務保証を実施するスキームです。



債務保証の対象となる **3** つの借入資金

1 共同施設設置等資金

共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金

保証期間：12年以内
保証割合：90%

例



ポイント

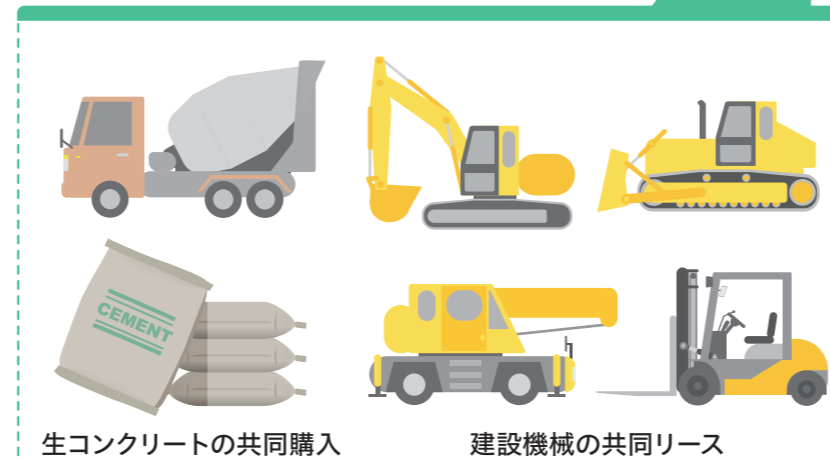
- 利子補給が受けられます！
- 助成金等受取前のつなぎ資金でも利用可能です！

2 共同事業資金

共同購入、共同リース等の共同事業のために必要な資金

保証期間：3年以内
保証割合：90%

例



ポイント

- 共同事業の取り組みを側面支援いたします！
- 共同施設設置等資金と併用して有効的に活用できます！

3 転貸資金

構成員に対し、建設業に係る事業運営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

保証期間：運転資金…3年以内、設備資金…5年以内
保証割合：90%

例



ポイント

- 構成員が直接金融機関と折衝することはありません！
- 金融機関の借入枠を気にすることはありません！

